

意見招請に関する公示

「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定」及び「包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定」の適用を受ける調達として、次のとおり、仕様書案及びこれに付随する資料案(以下「仕様書案等」という)がまとまりました。仕様書案等に対するご意見及び参考見積書のご提出並びに資料等のご提供について、お願い申し上げます。

2026 年 9 月 7 日

北海道旅客鉄道株式会社

執行役員 財務部長 安井 洋

◎調達機関番号 101 ◎所在地番号 01

1 調達内容

- (1) 品目分類番号 18
- (2) 購入等件名 特急形交流電車

2 仕様書案等及び回答様式の交付手続

- (1) 交付期間 2026 年 9 月 7 日（月）から 2026 年 9 月 30 日（水）まで
- (2) 交付資料

ア. 鉄道車両の納入実績^{※1}を有する製造業者又は鉄道車両の納入を希望する商社^{※2}

- ① 仕様書案：「特急形交流電車 技術仕様書」
- ② 個別契約書案
- ③ 特急形交流電車 伝達情報資料
- ④ 仕様書案等に対する意見招請に関する依頼事項
- ⑤ 入札説明書案
- ⑥ 入札説明書案（提出資料様式集）
- ⑦ 様式 1：意見招請に関する意見書（特急形交流電車：車両メーカー用）
- ⑧ 様式 2：参考見積書（特急形交流電車：車両メーカー用）

イ^{※3}. 車両機器の納入実績^{※1}を有する製造業者又は車両機器の納入を希望する商社^{※2}

- ① 特急形交流電車の調達に向けた概要説明書
- ② 車両機器の技術に係る情報提供依頼事項
- ③ 様式 3：意見招請に関する意見書（特急形交流電車：機器メーカー用）
- ④ 様式 4：参考見積書（特急形交流電車：機器メーカー用）

※1 納入実績は、弊社に対する実績に限らず、弊社以外の鉄道事業者等に対する実績を有していれば差し支えない。

※2 商社とは、自社が製造業者ではない事業者のことをいい、鉄道車両又は車両機器の納入実績を有する製造業者と調達共同企業体を組成する予定の者をいう。

※3 イ①及びイ②の交付資料の内容は、それぞれア①及びア④の交付資料に含まれている。

(3) 交付手続^{※4}

交付手続の流れは下記のとおり。

- ① 原則として、交付を希望する製造業者及び商社（以下「事業者」という。）が弊社指定の件名（標題）を付した上で、以下の電子メールアドレス宛に交付依頼の手続をとる。但し、商社が交付を希望する場合、鉄道車両又は車両機器の製造を予定している製造業者を知らせること（製造業者は、弊社に対する実績に限らず、鉄道事業者等に対する鉄道車両又は車両機器の納入実績を有していること）。

- ・ 件名：「特急形交流電車」意見招請等に関わる交付依頼（法人名）

- ・ 宛先：procurement_jrh@jrhokkaido.co.jp

※4 交付依頼の際、2(2)交付資料ア、イどちらの資料の交付を希望するか、明記すること。

- ② 交付の依頼後、事業者は弊社から電子メールで送付する秘密保持誓約書に押印若しくはサインの上、当該誓約書をPDF化し、弊社宛に電子メールで提出する。
- ③ 当該誓約書の提出がなされた事業者に対して、2(2)の交付資料を電子メールにより交付する。

3 意見等及び参考見積書の提出方法

(1) 提出期限

- ・ 第1回締切（意見書） 2026年10月9日（金）12時00分

- ・ 第2回締切（意見書及び見積書） 2026年12月11日（金）12時00分

第1回締切までに提出された意見書を受けて、弊社にて仕様書案等の改訂を検討し、改訂がある場合は2026年11月9日（月）に改訂版の仕様書案等を交付する。なお、第1回締切から改訂版の仕様書案等の交付までの期間についても、引き続き意見等を受け付ける。

(2) 質問等の問い合わせ先

意見及び参考見積書の提出に際して質問等がある場合には、2026年10月9日（金）12時00分までに弊社指定の件名（標題）を付した上で、以下の電子メールアドレス宛に提出すること。

- ・ 件名：「特急形交流電車」意見招請等に関わる質問（法人名）

- ・ 宛先：procurement_jrh@jrhokkaido.co.jp

(3) 提出書類

ア. 鉄道車両の納入実績を有する製造業者又は鉄道車両の納入を希望する商社

① 意見書

2(2)ア⑦の様式1を作成の上で、提出すること。なお、以下に留意点を示す。

- ・ 提出された質問、意見については、提出した事業者に対して個別に回答する。
- ・ 提出された質問、意見についての確認が必要と弊社が認めた場合、提出した事業者に対して個別に連絡する場合がある。
- ・ 提出された質問、意見についての確認が必要と弊社が認めた場合、提出した事業者に対して、意見等の提出期限後にヒアリングを実施する場合がある。なお、ヒアリングにおいては、事業者からの新たな質問、意見の提出は受け付けず、弊社からの回答も行わない。
- ・ 提出された質問、意見及びこれらに対する弊社からの回答（上記個別連絡にて確認した内容を含む）は2(2)アの交付資料を交付した事業者全員に電子メールにて送付し、情報を開示する。

- ・意見書は、提出期間内であれば、何度提出しても構わない。

② 参考見積書

2 (2) ア⑧の様式2を作成の上で、提出すること。なお、以下に留意点を示す。

- ・提出された参考見積書の情報は開示しない。
- ・提出された参考見積書に関して、ヒアリングを実施する場合がある。
- ・参考見積書を提出した事業者に対して、業務の指名又は競争参加資格を約束するものではない。

イ. 車両機器の納入実績を有する製造業者又は車両機器の納入を希望する商社

① 情報提供依頼資料に関する車両機器の提案書及び意見書

- ・提出された提案書及び意見書についての確認が必要と弊社が認めた場合、提出した事業者に関別連絡する場合がある。
- ・質問及び意見が提出された場合、これらに対する弊社からの回答（上記個別連絡にて確認した内容を含む）とともに、2 (2) イの交付資料を交付した事業者全員に電子メールにて送付し、情報を開示する。
- ・意見書は、提出期間内であれば、何度提出しても構わない。

② 参考見積書

2 (2) イ④の様式4を作成の上で、提出すること。なお、以下に留意点を示す。

- ・提出された参考見積書の情報は開示しない。
- ・提出された参考見積書に関して、ヒアリングを実施する場合がある。
- ・参考見積書を提出した事業者に対して、業務の指名又は競争参加資格を約束するものではない。

(4) 提出方法

3 (3) の提出書類は、上記3 (1) の提出期限までに、弊社指定の件名（標題）を付した上で、以下の電子メールアドレス宛に提出すること。

- ・件名：「特急形交流電車」にかかる意見等の提出（法人名）
- ・宛先：procurement_jrh@jrhokkaido.co.jp

※電子メールを送付する場合、3 (4) の件名（標題）が適切でない場合は無効にすることがあるため、注意すること。

4 その他

- (1) 使用する言語は、日本語とする。
- (2) 時間は、日本標準時（UTC+9）を使用する。
- (3) 仕様書案は、予算措置、外部情勢その他の状況により変更する場合がある。
- (4) 2026年10月9日（金）までに提出された意見について弊社内で検討し、必要と認めた場合、2 (2) ア①、②及びイ①の交付資料の改訂を行う。改訂を行うにあたり、2026年10月9日（金）までに提出された質問、意見及びこれらに対する弊社からの回答（上記個別連絡にて確認した内容を含む）は2 (2) ア及びイの交付資料を交付した事業者全員に電子メールにて送付し、情報を開示する。
- (5) 事業者全員に送付して開示する情報は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとJR北海道が認めたものは除く。

表1 意見招請の主なスケジュール

年月日	内容
2026年9月7日	意見招請公示 仕様書案等の交付開始
2026年9月7日 ～2026年9月30日	仕様書案等の交付期間
2026年10月9日	意見書の第1回提出期限
2026年10月9日 ～2026年11月8日	第1回の提出期限までの意見書を受けて、弊社にて仕様書案等の改訂を検討 ※検討期間内でも、意見書の提出は継続して受け付ける。
2026年11月9日	2026年10月9日までに受領した質問、意見、及び受領した意見書を受けて仕様書案等を改訂した場合、改訂版の仕様書案等を交付
2026年12月11日	意見書及び見積書の提出期限
2026年12月25日	意見招請終了

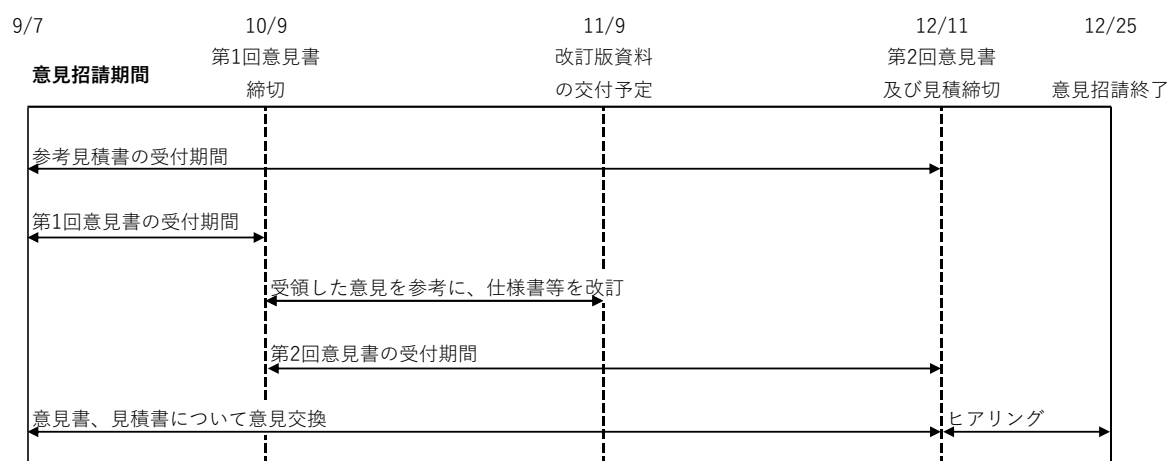


図1 意見招請期間のイメージ

以上